令和７年２月

山陽小野田市水道局が発注する建設工事に係る入札について

このことにつきまして、山陽小野田市水道局では、下記のとおり定めておりますので、お知らせいたします。

記

１　最低制限価格制度

対象工事：予定価格が１３０万円以上の水道施設工事・管工事（給水管工事のみ）・土木一式工事・建築一式工事

２　調査基準価格制度

対象工事：予定価格が１３０万円以上のその他の工事（電気工事、電気通信工事、機械器具設置工事、解体工事等）（判断基準額の設定なし）

３　最低制限価格及び調査基準価格の算定基準

（対象工事：予定価格が１３０万円以上の工事）

<table>
<tr><th>項　目</th><th colspan="2">内　容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">最低制限価格
「事後公表」</td><td colspan="2">【算定基準】予定価格の算出の基礎となった直接工事費の１００％ ＋ 共通仮設費の９０％ ＋ 現場管理費の９０％ ＋ 一般管理費等の７０％
※計算方法：各費目に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計する。端数調整方法については、次の「４ 算出された最低制限価格及び調査基準価格に係る端数調整方法」に記載。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※最低制限価格を下回る金額の入札は不落札とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">調査基準価格
「事後公表」</td><td>判断基準額の設定なし</td><td>【算定基準】予定価格の算出の基礎となった直接工事費の１００％ ＋ 共通仮設費の９０％ ＋ 現場管理費の９０％ ＋ 一般管理費等の７０％
※計算方法：各費目に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計する。端数調整方法については、次の「４　算出された最低制限価格及び調査基準価格に係る端数調整方法」に記載。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">判断基準額の設定あり</td><td>【判断基準額の計算方法】
調査基準価格（千円未満切捨）×９８％
※端数調整は、千円単位（千円未満切捨）で設定</td></tr>
<tr><td>※判断基準額未満の入札は、当該契約の内容に適合した履行がなされないとみなし、不落札とする。</td></tr>
</table>

4　算出された最低制限価格及び調査基準価格に係る端数調整方法

算出された最低制限価格及び調査基準価格が

<u>①１，０００万円以上の場合は、１０万円未満を切り上げた価格とする。</u>

<u>②１００万円以上１，０００万円未満の場合は、１万円未満を切り上げた価格とする。</u>

<u>③１００万円未満の場合は、千円未満を切り上げた価格とする。</u>

調査基準価格及び最低制限価格算出例

	設計金額（税抜）	調査基準価格及び最低制限価格（端数調整前）（税抜）	調査基準価格及び最低制限価格 ※入札公告及び指名通知するもの（税抜）	
1	100,010,000	92,039,203	92,100,000	算出額１<u>千万円以上</u> ※10 万円未満切り上げ
2	10,830,000	10,005,403	10,100,000	
3	10,820,000	9,996,164	10,000,000	算出額、<u>百万円以上１千万円未満</u> ※1 万円未満切り上げ
4	1,090,000	1,007,007	1,010,000	
5	1,080,000	997,768	998,000	算出額<u>百万円未満</u> ※千円未満切り上げ

5　予定価格の公表

予定価格については、「**事後公表**」とします。

6　予定価格、最低制限価格制度及び調査基準価格制度の周知方法

予定価格の事後公表の周知は、対象となる建設工事等の入札に係る公募書類、指名通知書および配布仕様書（以下、「仕様書等」という。）の予定価格欄に、事後公表の対象である旨を記載する方法により行います。

また、<u>最低制限価格制度及び調査基準価格制度の周知についても、公募書類、仕様書等のその他の条件欄に適用制度を記載する方法により行います。</u>

7　事後公表化に伴う不正行為の防止対策

仕様書等に関する質問は、「工事内容質問書」により受け付けます。

事業者が、予定価格、最低制限価格及び調査基準価格等を知るために、職員に質問や確認を行ったり、威力や金銭等を用いて聞き出すなどの働きかけを行った場合は、その事業者に対し厳しい措置（指名停止措置等）を課すこととなります。

問い合わせ先

総務課　監理係

TEL：０８３６－８３－４５８７

FAX：０８３６－８３－４５９７